

平成 22 年 5 月 13 日

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」についての  
建築基準法違反に係る実態調査について

国土交通省住宅局  
市街地建築課

### 1. 経緯

- 「引火性溶剤を用いるドライクリーニング」に関する建築基準法上の用途規制違反<sup>\*</sup>については、昨年 7 月に業界第 3 位の「ロイヤルネットワーク」社における違反が発覚。また、昨年末には、業界第 2 位の「きょくとう」において、同種の違反が発覚し、さらに、本年 1 月には東京都武蔵野市においてクリーニング工場の違法操業が 16 年にわたり行われていることが判明するなどしているところ。

※ 法第 48 条及び別表第 2 では、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場」は、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のみで立地可能。【別紙 1】

- 現在、クリーニング業法を所管する厚生労働省とも連携を図りつつ、全国的な実態調査を実施しているところ。(本年 1 月 28 日に特定行政庁宛て調査依頼を発出)

### 2. 公表の内容・時期

- 最終取りまとめを踏まえて、現場の混乱を招かないよう、適切に対処方針を示した上で、調査結果の公表等を行う予定
- 公表内容については、都道府県ごとの用途規制適合、不適合の事業所数等を予定している。

(注) 建築基準法の用途規制については、地方公共団体である特定行政庁が、個々の状況に応じて周辺環境を害するおそれがないと認めた場合等に、例外許可を行ふことを可能とする仕組みがあり、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場についても、一定の安全対策等を行うことにより、例外許可を受けて営業を継続することが可能。

### 3. 火災安全性の検証と許可の運用方針の策定

- 危険物や建築物の防火の専門家によるWGを設置し、今後、6月末を目途として、下記項目について検討を行い、建築基準法第48条ただし書許可の指針を取りまとめる。(1月22日に第1回WGを開催。)
  - ① ドライクリーニング工場において使用されている引火性溶剤、乾燥機等の実態把握や、これらに起因する火災危険性等の検討
  - ② 引火性溶剤や乾燥機等の機械設備に対する安全対策、建築物における防火措置等の検討
- 検討結果に基づき、建築基準法48条に基づく例外許可の運用方針を策定し、適切な運用が行われるよう、最終取りまとめの公表にあわせて特定行政庁に周知することとする。
- なお、最終取りまとめの公表までの間に、現場での混乱が生じないよう、上記の内容について、各特定行政庁に対して会議等の場で周知しているところ。

## ドライクリーニングを営む工場に対する用途規制

○ドライクリーニングを営む工場に対する用途規制は、以下のとおり。

- ・引火性溶剤を用いる場合は、工業系用途地域のみ立地可能、
- ・引火性溶剤を用いない場合は、作業場の床面積の規模に応じて立地制限

○ただし、特定行政庁が認めて許可した場合は、用途規制を適用除外。

	住居専用地域 第一種低層	住居専用地域 第二種低層	住居専用地域 第一種中高層	住居専用地域 第二種中高層	住居地域 第一種	住居地域 第二種	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場												
上記以外のドライクリーニングを営む工場	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の工場											
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の工場											
	原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> を超える工場											

 建築できる用途

※この他、一定量以上の危険物の貯蔵又は処理に供する施設については、別途立地を制限。

 建築できない用途



# 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## ドライクリーニング業を営む工場の実態調査について

平成 22 年 1 月 28 日

国 土 交 通 省

ドライクリーニング業を営む複数の事業者において建築基準法に違反する実態が明らかとなつたことを受け、本日、都道府県に対し、ドライクリーニング業を営む工場の実態調査を行うよう通知しましたので、お知らせいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 谷山 拓也（内線 39564）

TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8513（夜間直通）

国土交通省住宅局市街地建築課 課長補佐 岸田 里佳子（内線 39633）

TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8515（夜間直通）

国住指第 号  
国住街第 号  
平成22年 月 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

### ドライクリーニング業を営む工場の実態調査について

昨年来、広域的にドライクリーニング業を営む複数の事業者の工場において、建築基準法第48条の用途規制違反が発覚したことは、誠に遺憾です。

建築基準法では、安全性の観点から、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場の住居系地域や商業系地域での立地を禁止しているところですが、今般、複数の事業者の複数の工場においてこの規制に違反する実態が明らかとなつたことに鑑み、貴職におかれましては、衛生主管部局とも連携を図りながら、下記によりドライクリーニングを営む工場の実態把握をお願いします。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における調査結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いします。

#### 記

##### 1. 点検対象

ドライクリーニング業を営む工場（洗濯物の受取及び引渡のみを行う事業所（いわゆる取次店）を除く。）

なお、調査対象については、クリーニング業法を所管する厚生労働省健康局生活衛生課より都道府県、政令市、特別区の衛生主管部局あてに別添のとおり通知されているので、当該部局（保健所）が把握している情報の活用を図られたい。

##### 2. 報告事項

別記様式のとおり。

**3. 報告期限**

平成22年3月31日（水）時点の状況について、平成22年4月12日（月）までに下記  
担当に報告すること。

**4. その他**

実態調査の結果、建築基準法違反が判明した場合には、是正指導を行うこと。

**担当：国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室 谷山、佐藤**  
**電 話 03-5253-8111 (内線39-564、39-525)**  
**F A X 03-5253-1630**

**住宅局市街地建築課 岸田、小富士**  
**電 話 03-5253-8111 (内線39-633、39-634)**  
**F A X 03-5253-1631**

## ドライクリーニング業を営む工場の実態調査結果表

都道府県名
担当部課(係)名
担当者名
連絡先(電話)
メールアドレス

○ドライクリーニング工場の用途規制<sup>(※)</sup>適合状況

	工場数
ドライクリーニング工場数((1)+(2)+(3))	
(1)用途規制の違反がないもの((1)+(2)+(3))	
①現行の用途規制に適合しているもの(②を除く)	
a 住居系・商業系用途地域内のもの	
b 工業系用途地域内のもの	
c 用途地域の指定のない区域内のもの	
②法48条ただし書き許可等の特例規定により用途規制に適合しているもの	
③現行の用途規制に不適合だが、既存不適格であるもの	
(2)用途規制の違反があるもの	
(3)調査中のもの	

※「用途規制」とは、48条(用途地域)のほか、49条(特別用途地区)、49条の2(特定用途制限地域)、68条の2(地区計画条例)に基づく用途規制に係る制限の付加又は緩和も含めて回答して下さい。

## 【分類例】

- 例1: 住居系用途地域におけるドライクリーニング工場で、非引火性溶剤を用いており、作業場面積にも問題がないもの … ①aに該当
- 例2: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、49条用途制限緩和条例により適法となっているもの … ①aに該当
- 例3: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、48条ただし書き許可により適法となっているもの … ②に該当
- 例4: 住居系用途地域における「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」で、新築時には工業系用途地域であ

健衛発0128第1号  
平成22年1月28日

都道府県  
各 政令市 特別区  
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

国土交通省が行うドライクリーニング業を営む工場に対する実態調査への  
協力依頼について

標記について、ドライクリーニング業を営む複数の事業者において、建築基準法違反が発覚したことから、国土交通省において全国のクリーニング工場を対象として、建築基準法の用途規制に係る実態調査を行うため、別添のとおり当該調査への協力要請がありました。

つきましては、下記事項にご留意の上、貴管内の保健所へ周知するとともに、調査に必要な情報提供等について協力していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 調査について

- (1) 調査対象は、クリーニング所（取次店及びドライクリーニングを行っていないものを除く。）であること。
- (2) 個々のクリーニング所に対する調査の実施は、建築物に関する調査・監督権限を有する特定行政庁が行うこと。

##### 2. 情報提供等について

- (1) 情報提供は、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部局から、各都道府県の建築主務部局に対し行うこととし、各都道府県の建築主務部局からの連絡を受けた後、必要な情報を提供すること。
- (2) 提供内容は、所在地、名称、代表者、連絡先（把握している場合は使用溶剤の情報）その他調査のために必要な情報とすること。
- (3) 情報提供後、平成22年3月31日までの間に新設等の変更が生じた場合は、適宜情報提供すること（照会があった場合はその都度）。

##### 3. その他

情報提供の内容等については、それぞれの特定行政庁から所轄の保健所等へ照会すること。

(注) 特定行政庁（建築基準法第2条第35号）

建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長、他の市町村の区域については都道府県知事

(照会先)

厚生労働省健康局生活衛生課 新津、小山  
電 話：03-5253-1111（代表）（内2431、2437）

03-3595-2301（直通）

F A X：03-3501-9554

平成22年1月25日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

ドライクリーニング業を営む工場に係る調査への協力について

昨年来、ドライクリーニング業を営む複数の事業者において建築基準法に違反する実態が明らかとなつたことを受け、国土交通省では、全国のドライクリーニング工場(取次所を除く。)を対象として、建築基準法の用途規制に係る実態調査を行うこととしております。

調査は、都道府県を経由して、建築物に関する調査・監督権限を有する特定行政庁を通じて実施いたしますが、調査を迅速かつ的確に実施するためには、ドライクリーニング業を営む工場の所在地等に係る情報について、クリーニング業法を所管する貴省及び地方公共団体のクリーニング業法関係部局の協力が必要であると考えております。

つきましては、貴職におかれましては、地方公共団体のクリーニング業法関係部局に対し、必要な情報提供等、本調査に対する協力を要請していただきますようお願いいたします。